証券コード　5010
2019年３月８日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目５番18号
日 本 精 蠟 株 式 会 社
代表取締役社長　安　藤　　司

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年３月27日（水曜日）午後５時までに到達するようご返送くださいますようお願い申しあげます。　　敬　具

記

1. **日　　時**　　2019年３月28日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　　東京都中央区京橋二丁目５番18号
　　京橋創生館13階　ラグナヴェールTOKYO
3. **会議の目的事項**

報告事項
１．第92期（2018年１月１日から2018年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第92期（2018年１月１日から2018年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、本株主総会招集ご通知に記載いたしております事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社のウェブサイト（http://www.seiro.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告（2018年１月１日から2018年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

①　事業環境

当連結会計年度(2018年１月１日～2018年12月31日)のわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に穏やかな回復基調で推移しました。しかし、米国の保護主義的な通商政策や中国経済の減速もあり、先行きは不透明な状況にあります。

当社損益に大きく影響する原油相場は、第１四半期の60ドル前半／バレルから始まり一貫して上昇、10月には80ドル後半／バレルまで高騰しましたが、その後急激に下落し、12月末には50ドル／バレルに至りました。

②　事業の経過および当期の経営方針等に基づく諸策の実施状況

このような状況の中で、当社は下記の当期経営方針および品質方針ならびに実行計画チャレンジ90（2018年度～2019年度）に基づき、具体的諸施策を推進し、企業価値および企業品質の一層の向上に取組んできました。その進捗状況と結果は下記のとおりです。

【経営方針】

1)　Nippon Seiro(Thailand)Co., Ltd.の黒字化、ゴム老防分野での販売強化
2)　分子蒸留事業再計画、Action Plan、販売促進
3)　徳山工場におけるワックス取得率アップへのこだわり（＝重油減継続）
4)　古い建屋、設備の効率的な運用への方向付け
5)　経常利益、ワックス売上高の10％目標構想へのアプローチプラン策定

（進捗・結果）

1)　Nippon Seiro(Thailand)Co., Ltd.は、2016年度の稼働から３年目にして初の黒字化を達成。数量も2017年度比約３倍と、確実にゴム老防ワックス分野での販売強化は進捗しております。ゴム老防ワックス事業における更なる強化に向け、引き続き課題克服に向けチャレンジを継続いたします。

2)　分子蒸留徳山新設備の稼働は不十分な進捗ではありましたが、後半最大手の顧客様より徳山新設備製品の承認を得られ、本格稼働に向けての準備が整いました。今後つくば、徳山両設備での効率的な稼働を進めてまいります。一方、小規模ながら当社ならではの新規事業構築に向け、取組んでまいりましたが、方向性を一部軌道修正し、来期での開始を目指しております。

3)　基幹工場である徳山工場におけるワックス取得率アップ＝重油減は、構造改革の最も大きな柱の一つでありますが、残念ながら原料の一部不安定さもあり、前半は一部逆行するようなオペレーションとなりました。後半漸くその目的に沿った処理の安定化に向けて取組みましたが、年間では、思ったとおりの結果とはならず、来期が本格的な取組みとなります。

4)　古い建屋、設備の効率的な運用への方向付けについては、まず安全性を最優先し、それに伴う今後の方向性の検討を織り込んだ計画を立案し、一つひとつ必要性、将来性を考慮し、確実に実行することで、進めております。来期も継続して取組んでまいります。

5)　経常利益、ワックス売上高の10％目標へのアプローチプランについては、①２大事業強化、②新規事業の構築、③既存フローでのワックスの効率生産（＝重油減）を基本とした体質強化を図ることを最優先に取組んでおります。その進捗はまだ不十分であり、来期以降も継続的な取組みといたします。

【品質方針】

日本精蠟はワックスのスペシャリストとして、会社の歴史を誇りとし、基礎製品から高機能製品を以て、幅広い分野において豊かな未来に貢献します。

1. 多様化、変化するお客様のニーズ、期待に応える製品を開発・提供します。
2. 人・設備・製品・サービスの品質向上、技術力の向上に継続的に取組み、Only One 企業を目指します。
3. コンプライアンスを遵守し、社会に信頼される企業であり続けます。

当社品質方針に基づき、各部門の品質目標実施計画を策定、四半期毎の活動状況の品質監査を実施する等継続的なマネジメントレビューを推進し、目標は概ね計画どおり進捗しました。

③　当期事業概況と成果

ワックス国内販売は販売数量では前年同期に比較し421トン減の35,563トン、販売高では158百万円増の11,610百万円の実績、輸出販売は米国向け液状輸出の減販により販売数量では前年同期に比較して3,390トン減の41,005トン、販売高で257百万円減の7,356百万円の実績、重油販売は販売数量で18,631キロリットル増の193,452キロリットル、販売高では3,038百万円増の10,469百万円の実績となり、総売上高はその他商品を含めて2,950百万円増の29,599百万円となりました。

しかしながら、利益面では、原料等コストの上昇を製品価格改定にてカバーできていないこと、および徳山工場の新分子蒸留設備導入および既設設備の老朽化に伴う設備コストアップに加え、原料、半製品、製品における期末棚卸資産評価損の計上により、当連結会計年度は前連結会計年度に比較して、営業利益では1,173百万円減の194百万円、経常利益は1,075百万円減の76百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は590百万円減の83百万円となりました。

（個別決算）

関係会社株式評価損の計上について

1.内容

当社の連結子会社であるNippon Seiro(Thailand) Co.,Ltd.は、2014年３月末にゴム老防用ワックスの製造販売事業の拡大を図る目的にて会社設立後、2015年８月に工場が完成し、試運転後の2016年１月より稼働を開始し、３年を経過いたしました。

既存取引先様での製品評価、認証に、また新規顧客先への参入に、想定以上の時間を要したことで、当初の事業計画の進捗が遅れ、当事業年度末において「金融商品に関する会計基準」が定める期間にて実質価値が取得原価以上に回復することが厳しいと判断し、当社の個別決算において同社株式評価損968百万円を計上いたしました。

2.連結業績への影響

本子会社の損益は過年度より連結決算に計上されております。従って、個別決算にて関係会社株式評価損を計上しておりますが、連結決算においては消去されるため、連結業績に与える影響はありません。

3.今後の見通しについて

本子会社は、事業の進捗が２年遅れとなり、上記評価損の計上をやむなく行いましたが、2018年に初めて単年度黒字となり、2016年の稼働から順調に製造・販売量は増加しております。今後３年間は年15%程度の増販を想定しており、当社のゴム老防用ワックス事業のアジア地域での拡販戦略の拠点であり続けると確信しております。

④　実行計画チャレンジ90の概要

(位置づけ)

2019年が創業90年にあたり、2018～2019年の２年間は、次の10年、2029年の創業100年に向けての構造改革、基盤強化と位置付けております。

(目的)

重油市況変動の影響を最小限化し、ワックス専業メーカーとして、技術力・現場力を強化し、規模ではなく、質の充実を図ることを目的といたします。

(実行計画)

1.タイヤ用途向けワックスにおけるトップメーカーとなるために、技術力・現場力を強化し、日本、タイからの供給体制および誇れる製品設計、品質の確立を行います。

2.徳山工場、つくば事業所２拠点での分子蒸留設備の効率的な運用による当社ならではの製品供給の実現をいたします。加えて、グローバル化を視野に入れた更なる拡大を計画します。

3.徳山工場の設備等のReview、Scrap&Buildによる効率的なワックス製造設備への転換を進めます。

4.個人力、現場力強化に向けた教育機会の付与、教育ができる管理職とするための強化を行います。

⑤　当期事業概況のまとめ

生産および販売の状況は以下のとおりです。

＜生産＞

	前　期	当　期	増　減
ワックス（t）	76,842	78,440	1,597
重油（kℓ）	182,579	194,343	11,764

（注）当社グループの生産高であります。

＜販売＞

	前　期		当　期		増　減	
	数　量	金　額	数　量	金　額	数　量	金　額
ワックス　国内	35,985	11,452	35,563	11,610	△421	158
輸出	44,396	7,613	41,005	7,356	△3,390	△257
合計	80,381	19,065	76,568	18,967	△3,812	△98
重　油	174,821	7,431	193,452	10,469	18,631	3,038
その他仕入商品		152		162		10

（注）1.　当社グループの販売高であります。

2.　国内販売には輸入合成ワックスを含んでおります。

3.　ワックス数量単位はton、重油数量単位はkℓ、金額は百万円単位で記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した当社グループの設備投資の総額は804百万円であり、内訳は、徳山工場における既存設備全般の更新および改修工事等781百万円、つくば事業所関係20百万円、タイ工場関係1百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金および運転資金は、自己資金および金融機関からの借入金をもって充当しました。

なお、上記のほか当連結会計年度において、第三者割当による自己株式の処分による資金調達を行っております。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区　　分	2015年度 第89期	2016年度 第90期	2017年度 第91期	2018年度 (当連結会計年度) 第92期
売　上　高(百万円)	29,250	23,318	26,649	29,599
経常利益 (△は経常損失)(百万円)	△729	580	1,152	76
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△は純損失)(百万円)	△559	243	673	83
１株当たり当期純利益 (△は純損失)	△31円21銭	13円57銭	37円70銭	4円55銭
総　資　産(百万円)	31,070	29,083	30,725	33,083
純　資　産(百万円)	10,274	10,436	10,982	11,350

② 当社の財産および損益の状況

区　　分	2015年度 第89期	2016年度 第90期	2017年度 第91期	2018年度 (当事業年度) 第92期
売　上　高(百万円)	29,272	23,543	26,743	28,947
経常利益 (△は経常損失)(百万円)	△517	901	1,421	28
当期純利益 (△は純損失)(百万円)	△347	572	968	△922
１株当たり当期純利益 (△は純損失)	△19円40銭	31円97銭	54円20銭	△50円50銭
総　資　産(百万円)	29,807	28,087	29,912	30,821
純　資　産(百万円)	10,546	11,079	11,900	11,262

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
テクノワックス株式会社	百万円 50	100%	各種ワックスの製造
Nippon Seiro(Thailand)Co., Ltd.	百万タイバーツ 315	100%	各種ワックスの製造販売

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米中貿易戦争の方向性や原油価格の動向や為替相場の先行き、英国の欧州連合離脱問題の動向等引続き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような環境の中で2019年度の経営方針、品質方針による実行計画チャレンジ90の推進強化と最適原料の安定確保と更なる効率生産の追求、タイ工場の増産、分子蒸留設備の早期採算化等を柱とする経営諸問題に引続き取組み、業績向上に全力を傾注していく所存です。

このような状況を踏まえ、2019年度の経営方針を以下のとおり定め、企業価値、企業品質の一層の向上に全力を傾注してまいります。なお、品質方針は、2018年年初に策定した会社の品質方針でございます。

(経営方針＝チャレンジ90)

1. タイヤ用途向けワックスにおけるトップメーカーとなるために、技術力・開発力を強化し、日本、タイからの供給体制および誇れる製品設計、品質の確立を行います。

2. 徳山工場、つくば事業所２拠点での分子蒸留設備の効率的な運用による当社ならではの製品供給の実現をいたします。加えて、グローバル化を視野に入れた更なる拡大を計画します。

3. 徳山工場の設備等のReview、Scrap&Buildによる効率的なワックス製造設備への転換を進めます。

4. 個人力、現場力強化に向けた教育機会の付与、教育ができる管理職とするための強化を行います。

（品質方針）

日本精蠟はワックスのスペシャリストとして、会社の歴史を誇りとし、基礎製品から高機能製品を以て、幅広い分野において豊かな未来に貢献します。

1. 多様化、変化するお客様のニーズ、期待に応える製品を開発・提供します。
2. 人・設備・製品・サービスの品質向上、技術力の向上に継続的に取組み、Only One 企業を目指します。
3. コンプライアンスを遵守し、社会に信頼される企業であり続けます。

通期の連結業績につきましては、売上高27,500百万円、営業利益400百万円、経常利益250百万円、親会社株主に帰属する当期純利益200百万円を見込み、株主配当は年間配当で１株につき10円（中間配当で５円、期末配当で５円）を予定しております。業績想定の根拠数値は作成時点で入手可能な情報と過去の実績、傾向を参考に算出しておりますことをあらかじめご了承賜りますようお願いいたします。

株主の皆様におかれましては、諸事情ご賢察のうえ引続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(7) 主要な事業内容（2018年12月31日現在）

当社グループはワックスの専業メーカーとして、石油ワックス、各種ワックスおよび重油の製造・加工・販売を主たる事業としております。

（主要な営業品目）

パラフィンワックス、マイクロクリスタリンワックス、合成ワックス等その他各種誘導品および重油

(8) 主要な営業所および工場（2018年12月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都中央区
徳 山 工 場	山口県周南市
大 阪 支 店	大阪府大阪市北区
開発研究センター	山口県周南市
（同 分 室）	茨城県稲敷郡阿見町
つくば事業所	茨城県稲敷郡阿見町

② 主要な子会社

テクノワックス株式会社

本社・工場　　茨城県稲敷郡阿見町

Nippon Seiro(Thailand)Co., Ltd.

本社・工場　　タイ王国チョンブリ県

(9) 従業員の状況（2018年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
307名	16名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
256名	13名増	39歳５ヶ月	16年４ヶ月

（注） 従業員数は、臨時社員と派遣社員および当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

(10) 主要な借入先および借入額（2018年12月31日現在）

借入先	借入残額（百万円）
株式会社みずほ銀行	3,038
株式会社三菱UFJ銀行	2,464
株式会社広島銀行	2,371
株式会社山口銀行	2,349
株式会社西京銀行	1,799
株式会社商工組合中央金庫	500

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（2018年12月31日現在）

(1) 株式数

① 発行可能株式総数　89,600,000株
② 発行済株式総数　22,400,000株（自己株式2,650,745株を含む）
③ 当期中に増加した株式数　該当事項はありません。

(2) 株主数　3,555名

(3) 大株主の状況（上位11名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
伊藤忠商事株式会社	1,927	9.76
三菱商事株式会社	1,120	5.67
株式会社西京銀行	963	4.88
株式会社山口銀行	905	4.58
安藤パラケミー株式会社	851	4.31
山九株式会社	802	4.06
神田成二	670	3.39
三菱UFJ信託銀行株式会社	550	2.78
清水潔	434	2.20
徳機株式会社	300	1.52
中京油脂株式会社	300	1.52

（注）1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式2,650,745株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式の処分

当社は、経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、2018年９月19日開催の取締役会決議に基づき、普通株式1,897,100株の自己株式を第三者割当により、538,776,400円で処分いたしました。

３．会社の新株予約権等に関する事項（2018年12月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2018年12月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
＊ 安藤　　司	代表取締役社長　社長執行役員 需給部・開発研究センター担当	
＊ 福間芳彦	取締役　常務執行役員 製造部・業務部・つくば事業所・テクノワックス㈱・周和産業㈱管掌　徳山工場長 周和産業㈱代表取締役社長	
＊ 常慶直宏	取締役　常務執行役員 営業部 Nippon Seiro(Thailand)Co.,Ltd.管掌	
＊ 土屋直紀	取締役　執行役員 総務部・経理部・企画管理部管掌 総務部長兼経理部長	
田澤　　繁	社外取締役	弁護士 ポリプラスチックス㈱社外監査役
細田八朗	常勤監査役	
吉田高志	社外監査役	公認会計士 ㈱コスモスイニシア 社外取締役 三井住友トラスト・ホールディングス㈱社外取締役
真崎宇弘	社外監査役	

（注）1. 当社は執行役員制度を導入しており、＊印の各氏は執行役員を兼務しております。

2. 取締役の田澤　繁氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

3. 監査役の吉田高志および真崎宇弘の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

4. 監査役の細田八朗氏は監査役就任まで当社取締役専務執行役員として当社の経理部門を管掌する職にあり、また監査役の吉田高志氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役の真崎宇弘氏は、エネルギー業界の経営者としての経歴により、石油事業に関連する企業経営に精通しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	支給額
取締役	6名	109百万円
監査役	3名	17百万円
合　計	9名	126百万円
（内、社外役員3名		14百万円）

（注）1. 役員の報酬等の額の決定に関する方針
取締役の報酬は、各取締役の職責および業績等を考慮して決定するものとしております。その決定方法は、株主総会において決議された年額報酬の範囲内において、取締役の個別の報酬を取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬は、各監査役の職責を考慮して決定するものとしております。その決定方法は、株主総会において決議された年額報酬の範囲内において、監査役の個別の報酬を監査役の協議にて決定しております。

2. 株主総会決議に基づく取締役の年額報酬は270百万円以内、監査役の年額報酬は36百万円以内であります。

(3) 当事業年度中の取締役の異動

2018年3月29日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役相談役井上寛氏は任期満了により退任いたしました。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

取締役田澤　繁氏は、柏木・田澤法律事務所のパートナー弁護士でありますが、当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役吉田高志氏は吉田公認会計士事務所の代表者でありますが、当社との間に特別の利害関係はありません。なお、同氏は2013年6月まで当社の特定関係事業者である新日本有限責任監査法人【現 EY新日本有限責任監査法人】の業務執行者として在籍しておりました。

監査役真崎宇弘氏は2013年6月まで当社の特定関係事業者である三菱商事株式会社の業務執行者として在籍しておりました。当社は三菱商事株式会社との間に原料油ならびに当社製品の売買等の主要な取引関係があります。

② 取締役会および監査役会への出席状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	田　澤　　繁	当事業年度開催の取締役会12回および執行役員会12回全てに出席しており、社外取締役の立場において、法曹界における経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	吉　田　高　志	当事業年度開催の取締役会12回、執行役員会12回および監査役会7回全てに出席し、経営管理および企業会計における経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	真　崎　宇　弘	当事業年度開催の取締役会12回、執行役員会12回および監査役会7回全てに出席し、企業経営に関する見識とエネルギー業界における豊富な経験に基づき適宜発言を行っております。

③ その他の活動状況

研修会や社内の重要会議への出席や代表取締役および内部監査部門と意見交換会を定期的に開催する等経営の健全性の確保のための活動に取組みました。

(5) 前各号に掲げるもののほか役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

５. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期中に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額　36百万円

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額　36百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社である、Nippon Seiro (Thailand)Co., Ltd.は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

６. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) 取締役会は取締役会規則・細則に基づき、毎月１回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

2) 取締役会は取締役会規則・細則等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。

3) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は担当業務の執行状況を四半期毎に取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

4) 当社は監査役会設置会社である。各監査役は監査役会が定めた監査役会規則および監査役監査基準等に基づき、取締役会をはじめ重要会議に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行の監査を実施する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1) 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書および情報を、法令および「社規管理規程」「文書取扱及び文書情報取扱規程」等の関係諸規程の定めに従い、適切に記録・保存・管理する。

2) 前項の文書および情報は、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

3) 法令および金融商品取引所の規則等に定める開示事項は、適時適切な開示に努める。

③ 当社および当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

1) 当社の取締役会は事業の継続性確保のため当社および子会社のリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。

2) リスク管理の所管部門である企画管理部は、当社および子会社のリスク管理体制の整備を支援するとともに、当社および子会社のリスクの把握およびその取組状況を監査し、その監査結果を適宜当社の取締役会に報告する。

3) 各部門の長および使用人は自部門のリスク管理体制を適宜整備・改善するとともに、自部門に内在するリスクの洗い出しを定期的に実施し、そのリスクの軽減に努める。

4) 当社の工場の安全および環境整備に関しては、認証取得した環境マネジメントシステムのほか、安全対策のための基本方針および事故発生時の対策措置について定めた「安全対策本部規程」等に基づき、適宜整備・改善に努める。

④ 当社の取締役および執行役員ならびに当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社の経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離および権限と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略・方針の決定および業務執行の監督等高度な経営判断に専念し、執行役員会は業務執行機能の役割を明確化し、業務執行の迅速な対応に努める。執行役員の任命および業務分担は取締役会の決議により決定する。

2) 当社の取締役会および執行役員会は毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

3) 当社の取締役会は中期経営計画および年次経営目標を策定し、取締役および執行役員はその達成に向けて業務を遂行するとともに、四半期毎に業務の進捗状況の実績管理を実施し取締役会および執行役員会に報告する。

4) 子会社の取締役会は毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

5) 子会社の取締役会は年次経営目標を策定し、子会社の取締役はその達成に向けて業務を遂行する。

⑤ 当社の使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) 当社の使用人ならびに子会社の取締役および使用人は法令および関係諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行にあたり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。

2) 企画管理部を当社および子会社のコンプライアンスおよび内部監査の担当部とし、「内部監査規程」に基づき当社および子会社の業務監査・制度監査および内部統制監査を実施し、不正の発見、防止およびその改善を図るとともに、その監査結果を定期的に当社の取締役会に報告する。

3) 当社および子会社はコンプライアンスの周知徹底を図るために適宜社員研修を実施する。

4) 違法行為等によるコンプライアンスリスクの最小化を図るために、当社および子会社の役職員が利用できるコンプライアンスに関する内部通報制度等の整備・構築を図る。

⑥　当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

1)　当社は子会社の経営については、子会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告および重要案件の事前協議を実施する等適正な子会社管理に努める。

2)　当社の取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、当社の監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

3)　子会社を管掌する当社の取締役は子会社の業況を定期的に当社の取締役会に報告する。

4)　子会社は当社との連携を図り、内部統制システムの整備を図る。

⑦　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置してないが、監査役からの要請ある場合は監査役の職務補助のため監査役スタッフを置くものとする。

⑧　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の要請ある場合は監査役スタッフの独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査役会の同意を得ることとする。

⑨　当社の監査役の第７項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフに対する指揮命令権は監査役に帰属し、取締役からの指揮命令を受けない。

⑩　当社の監査役に報告をするための体制

1)　当社の取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役の求めに応じて業務執行状況を報告する。

2)　当社の取締役は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は発見次第直ちに当社の監査役会に報告する。

3)　子会社の取締役は当該子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は発見次第直ちに当社の監査役会に報告する。

⑪　前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社は当社の監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該報告者に不利な取り扱いを行わない。

⑫　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

⑬　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)　監査役と代表取締役は適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努める。

2)　監査役会は代表取締役および取締役会に対し、監査方針および監査計画ならびに監査の実施状況・結果について適宜報告する。

3)　監査役会は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。

4)　監査役会は会計監査人と適宜会合をもち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　法令遵守の実践を経営の重要課題と位置づけ、当社が遵守すべき法律および当社に影響を及ぼすリスクを洗い出しリスク管理表を年に1回見直し作成し、取締役会に報告しております。また、製造設備に関わるリスクについては、適宜設備リスクアセスメントを実施し安全操業に努めております。

②　内部監査部門である企画管理部が内部監査計画に基づき、当社および当社子会社全部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を内部監査書として、代表取締役および常勤監査役に対し報告するとともに、取り纏めた内容を四半期毎に取締役会に報告しております。

(3) 会社の財務および事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

（注）本事業報告に記載の数量、金額、持株数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2018年12月31日現在

資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
流動資産	**16,960**	**流動負債**	**15,629**
現金及び預金	1,363	支払手形及び買掛金	2,766
受取手形及び売掛金	3,721	短期借入金	9,438
商品及び製品	6,311	1年内返済予定の長期借入金	1,463
原材料及び貯蔵品	4,726	リース債務	228
繰延税金資産	160	未払法人税等	57
その他	679	賞与引当金	53
貸倒引当金	△3	修繕引当金	82
		その他	1,540
固定資産	**16,122**	**固定負債**	**6,103**
有形固定資産	**15,359**	長期借入金	2,733
建物及び構築物	2,298	リース債務	265
機械装置及び運搬具	2,289	再評価に係る繰延税金負債	2,629
土地	9,540	退職給付に係る負債	224
リース資産	686	その他	251
建設仮勘定	92	**負債合計**	**21,733**
その他	452	**純資産の部**	
無形固定資産	**101**	**株主資本**	**5,362**
リース資産	1	**資本金**	**1,120**
その他	100	**資本剰余金**	**80**
		利益剰余金	**4,837**
		自己株式	**△674**
投資その他の資産	**661**	**その他の包括利益累計額**	**5,987**
投資有価証券	577	**その他有価証券評価差額金**	**71**
繰延税金資産	21	**土地再評価差額金**	**5,991**
その他	62	**為替換算調整勘定**	**△75**
		純資産合計	**11,350**
資産合計	**33,083**	**負債純資産合計**	**33,083**

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

2018年１月１日から
2018年12月31日まで

			百万円
売上高			**29,599**
売上原価			**26,837**
売上総利益			**2,762**
販売費及び一般管理費			**2,567**
営業利益			**194**
営業外収益			
受取利息		1	
受取配当金		15	
受取保険金		46	
受取賃貸料		16	
その他		47	127
営業外費用			
支払利息		179	
為替差損		17	
その他		48	245
経常利益			**76**
特別利益			
固定資産売却益		5	5
特別損失			
固定資産除却損		0	0
税金等調整前当期純利益			**82**
法人税、住民税及び事業税		78	
法人税等調整額		△78	△0
当期純利益			**83**
非支配株主に帰属する当期純利益			－
親会社株主に帰属する当期純利益			**83**

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

2018年１月１日から
2018年12月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,120	25	4,932	△1,158	4,919
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△178		△178
親会社株主に帰属する当期純利益			83		83
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		55		483	538
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					―
当連結会計年度変動額合計	―	55	△95	483	443
当連結会計年度末残高	1,120	80	4,837	△674	5,362

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	146	5,991	△75	6,062	10,982
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当				―	△178
親会社株主に帰属する当期純利益				―	83
自己株式の取得				―	△0
自己株式の処分				―	538
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△75	―	△0	△75	△75
当連結会計年度変動額合計	△75	―	△0	△75	367
当連結会計年度末残高	71	5,991	△75	5,987	11,350

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　２社

テクノワックス株式会社

Nippon Seiro(Thailand) Co.,Ltd.

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称

周和産業株式会社

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Nippon Seiro(Thailand) Co.,Ltd. の決算日は、10月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、11月１日から連結決算日12月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

1)有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

2)デリバティブ

時価法を採用しております。

3)たな卸資産

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1)有形固定資産（リース資産を除く）

・国内連結会社

機械及び装置については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

・海外連結会社

定額法を採用しております。

2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1)貸倒引当金

売掛金、受取手形等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額のうち当連結会計年度対応分を計上しております。

3)修繕引当金

製造設備の定期修繕に要する支出見込額のうち、当連結会計年度末までに負担すべき費用を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤　重要なヘッジ会計の方法

1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理を採用しております。

2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債務等、借入金

3)ヘッジ方針

市場リスクを受ける資産、負債の範囲内で取引を行っており、資産及び負債が負う為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行っております。

4)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後の相場変動またはキャッシュ・フローの変動による相関関係が確保されているため、その判定をもって有効性の判定に代えております。

⑥　消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	896百万円
機械装置及び運搬具	91百万円
土地	6,784百万円
有形固定資産その他	4百万円
計	7,777百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	2,425百万円
１年内返済予定の長期借入金	1,152百万円
長期借入金	2,146百万円
計	5,724百万円

(2) 割賦払いにより所有権が留保されている資産及び対応する債務

① 割賦払いにより所有権が留保されている資産

有形固定資産その他　160百万円

② 対応する債務

流動負債その他　87百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　27,952百万円

なお、上記には減損損失累計額が含まれております。

(4) 偶発債務

連帯債務のうち、他の連帯債務者負担額　199百万円

(5) 土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年３月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第３号、第４号及び第５号の規定により算出。

② 再評価を行った年月日……2000年12月31日

③ 再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……△4,026百万円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　22,400,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配　当　額	基準日	効力発生日
2018年３月29日定時株主総会	普通株式	89	5.00円	2017年12月31日	2018年３月30日
2018年７月31日取締役会	普通株式	89	5.00円	2018年６月30日	2018年９月３日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配　当　額	基準日	効力発生日
2019年３月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	98	5.00円	2018年12月31日	2019年３月29日

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブ取引は、外貨建金銭債務等の為替変動リスクを回避するため、及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとに取引限度額を設定するとともに、取引状況に異常がないことを確認しております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

外貨建ての売掛金は為替の変動リスクに晒されておりますが、一部については変動リスクを回避するために、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である買掛金は、支払期日が全て１年以内であります。外貨建ての買掛金は為替の変動リスクに晒されておりますが、一部については変動リスクを回避するために、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、一部については変動リスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

デリバティブ取引については、取引権限を定めた社内規程に従い、経理部が執行管理しております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、取引のある金融機関とのみ行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２）参照)。

	連結貸借対照表計上額（＊）（百万円）	時　価（＊）（百万円）	差　　額（百万円）
(1) 受取手形及び売掛金	3,721	3,721	－
(2) 投資有価証券 その他有価証券	294	294	－
(3) 支払手形及び買掛金	(2,766)	(2,766)	－
(4) 短期借入金	(9,438)	(9,438)	－
(5) 長期借入金	(4,196)	(3,744)	451
(6) デリバティブ取引	－	－	－

(＊)負債に計上されているものについては、(　　) で示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券の時価は取引所の価格によっております。

(3) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金は、１年内返済予定の長期借入金（1,463百万円）を含んでおります。

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

なお、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(6)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(5)参照）。

（注２） 非上場株式（連結貸借対照表計上額283百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(2)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　574.71円

(2) １株当たり当期純利益　4.55円

６．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

2018年12月31日現在

資産の部	百万円	負債の部	百万円
流動資産	**16,010**	**流動負債**	**13,730**
現金及び預金	929	支払手形	0
受取手形	26	買掛金	2,477
売掛金	3,667	短期借入金	8,350
商品及び製品	6,155	1年内返済予定の長期借入金	1,178
原材料及び貯蔵品	4,374	リース債務	14
前払費用	108	未払金	844
繰延税金資産	123	未払費用	61
その他	628	未払法人税等	42
貸倒引当金	△3	預り金	606
		賞与引当金	43
		修繕引当金	82
		設備関係支払手形	6
固定資産	**14,811**	その他	21
有形固定資産	**13,874**		
建物	943	**固定負債**	**5,829**
構築物	1,010	長期借入金	2,712
機械及び装置	2,240	リース債務	19
船舶・車輌及び運搬具	41	再評価に係る繰延税金負債	2,629
工具、器具及び備品	95	退職給付引当金	217
土地	9,420	長期未払金	251
リース資産	30	**負債合計**	**19,559**
建設仮勘定	92	**純資産の部**	
		株主資本	**5,199**
無形固定資産	**99**	**資本金**	**1,120**
ソフトウェア	81	**資本剰余金**	**80**
ソフトウェア仮勘定	13	資本準備金	14
その他	5	その他資本剰余金	65
		利益剰余金	**4,673**
投資その他の資産	**837**	利益準備金	265
投資有価証券	569	その他利益剰余金	4,407
関係会社株式	197	固定資産圧縮積立金	49
繰延税金資産	19	別途積立金	920
その他	50	繰越利益剰余金	3,437
		自己株式	**△674**
		評価・換算差額等	**6,063**
		その他有価証券評価差額金	**71**
		土地再評価差額金	**5,991**
資産合計	**30,821**	**純資産合計**	**11,262**
		負債純資産合計	**30,821**

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

2018年１月１日から
2018年12月31日まで

			百万円
売上高			**28,947**
売上原価			**26,537**
売上総利益			**2,409**
販売費及び一般管理費			**2,354**
営業利益			**54**
営業外収益			
受取利息配当金		16	
受取保険金		45	
受取賃貸料		120	
受取ロイヤリティ		32	
雑収入		44	259
営業外費用			
支払利息		114	
為替差損		22	
固定資産賃貸費用		110	
雑支出		39	285
経常利益			**28**
特別利益			
固定資産売却益		5	5
特別損失			
固定資産除却損		0	
関係会社株式評価損		968	968
税引前当期純損失(△)			**△934**
法人税、住民税及び事業税		**51**	
法人税等調整額		**△63**	**△11**
当期純損失(△)			**△922**

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2018年１月１日から
2018年12月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,120	14	10	25	265	53	920	4,535	5,774
当期変動額									
剰余金の配当				—				△178	△178
固定資産圧縮積立金の取崩				—		△3		3	—
当期純損失(△)				—				△922	△922
自己株式の取得				—					—
自己株式の処分			55	55					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				—					—
当期変動額合計	—	—	55	55	—	△3	—	△1,098	△1,101
当期末残高	1,120	14	65	80	265	49	920	3,437	4,673

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,158	5,762	146	5,991	6,138	11,900
当期変動額						
剰余金の配当		△178			—	△178
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—	—
当期純損失(△)		△922			—	△922
自己株式の取得	△0	△0			—	△0
自己株式の処分	483	538			—	538
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	△75		△75	△75
当期変動額合計	483	△562	△75	—	△75	△638
当期末残高	△674	5,199	71	5,991	6,063	11,262

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

機械及び装置については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物	10年～50年
機械及び装置	2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金、受取手形等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額のうち当事業年度対応分を計上しております。

③ 修繕引当金

製造設備の定期修繕に要する支出見込額のうち、当事業年度末までに負担すべき費用を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債務等、借入金

③ ヘッジ方針

市場リスクを受ける資産、負債の範囲内で取引を行っており、資産及び負債が負う為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後の相場変動またはキャッシュ・フローの変動による相関関係が確保されているため、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	429百万円
構築物	466百万円
機械及び装置	91百万円
工具、器具及び備品	4百万円
土地	6,784百万円
計	7,777百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	2,425百万円
１年内返済予定の長期借入金	1,152百万円
長期借入金	2,146百万円
計	5,724百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　27,493百万円
なお、上記には減損損失累計額が含まれております。

(3) 偶発債務

保証債務	1,971百万円(578百万THB)
連帯債務のうち、他の連帯債務者負担額	199百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	337百万円
② 短期金銭債務	188百万円

(5) 土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年３月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第３号、第４号及び第５号の規定により算出。

② 再評価を行った年月日……2000年12月31日

③ 再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……△4,026百万円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	売上高	788百万円
	仕入高	2,090百万円
	販売費及び一般管理費	4百万円
営業取引以外の取引高		137百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,650,745株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の主な内訳

	百万円
繰延税金資産	
賞与引当金	13
退職給付引当金	66
投資有価証券評価損	46
関係会社株式評価損	298
たな卸資産評価損	76
修繕引当金	25
その他	12
計	538
評価性引当額	△349
繰延税金資産合計	189
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△21
その他有価証券評価差額金	△25
繰延税金負債合計	△47
繰延税金資産の純額	142

６．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合％	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Nippon Seiro (Thailand) Co.,Ltd.	所有 100.00％	債務保証	債務保証（注）	1,971	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）銀行借入1,462百万円（428百万THB）及びリース債務419百万円（122百万THB）等につき、債務保証を行ったものであります。

７．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　　570.27円
（2）１株当たり当期純損失(△)　　△50.50円

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

退職給付会計

（1）採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付にあてるため、積立型及び非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度）では、勤務期間と資格によるポイント制度に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、勤務期間等に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

（2）簡便法を適用した確定給付制度

①　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	111百万円
退職給付費用	236
退職給付の支払額	△7
制度への拠出額	△121
退職給付引当金の期末残高	217百万円

②　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に記載された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,203百万円
年金資産	△997
	205
非積立型制度の退職給付債務	11
貸借対照表に記載された負債と資産の純額	217百万円
退職給付引当金	217百万円
貸借対照表に記載された負債と資産の純額	217百万円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	236百万円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年２月７日

日本精蠟株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅　村　一　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　橋　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本精蠟株式会社の2018年１月１日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精蠟株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年２月７日

日本精蠟株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅　村　一　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　橋　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本精蠟株式会社の2018年１月１日から2018年12月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年１月１日から2018年12月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である企画管理部等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年２月12日

日本精蠟株式会社　監査役会

常勤監査役　細　田　八　朗　㊞

社外監査役　吉　田　高　志　㊞

社外監査役　真　崎　宇　弘　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は財務体質の改善と将来の事業発展に備えるべく内部留保の充実を図りつつ安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましても、株主の皆様に対する利益還元を重視するとともに業績の状況、内部留保の充実等を総合的に勘案し、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき５円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は98,746,275円となります。
これにより、年間配当金は既にお支払いしました中間配当金（１株につき５円）と合わせて１株につき10円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年３月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	安藤（あんどう）　司（つかさ） （1959年12月22日生）	1982年４月　当社入社 2001年７月　当社貿易部長 2004年７月　当社国際部長 2007年３月　当社執行役員 2010年３月　当社取締役－執行役員 2015年３月　当社取締役－常務執行役員 2017年１月　当社代表取締役社長 社長執行役員 2018年３月　当社代表取締役社長 社長執行役員 需給部・開発研究センター担当（現職）	33,000株
2	福間（ふくま）　芳彦（よしひこ） （1955年11月29日生）	1980年４月　三菱石油㈱入社 【現 JXTGエネルギー㈱】 2006年７月　同社水島製油所　副所長 2011年７月　当社徳山工場長補佐 2012年１月　当社製造部長 2012年３月　当社取締役－執行役員 2015年３月　当社取締役－常務執行役員 2018年１月　周和産業㈱代表取締役社長（現職） 2018年８月　当社取締役－常務執行役員 製造部・業務部・つくば事業所・周和産業㈱・テクノワックス㈱管掌　徳山工場長（現職）	29,100株

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	常慶　直宏 (じょうけい　なおひろ) (1958年８月12日生)	1981年４月　伊藤忠商事㈱入社 2005年４月　同社エネルギートレード部門長補佐 2006年７月　伊藤忠インターナショナル会社 金属・エネルギー部門長（ニューヨーク駐在） 2011年４月　伊藤忠商事㈱九州支社長 2013年４月　同社エネルギー・化学品カンパニー エネルギー第一部門長補佐 2013年４月　青山エナジーサービス㈱代表取締役社長 2014年３月　当社社外取締役 2015年４月　伊藤忠商事㈱エネルギー・化学品カンパニー エネルギー部門長補佐 2016年３月　当社取締役－常務執行役員 2018年３月　当社取締役－常務執行役員営業部・Nippon Seiro(Thailand)Co.,Ltd.管掌（現職）	12,600株
4	土屋　直紀 (つちや　なおき) (1963年８月23日生)	1987年４月　㈱第一勧業銀行入行【現 ㈱みずほ銀行】 2011年７月　当社企画管理部次長 2013年１月　当社企画管理部長 2013年３月　当社企画管理部長兼経理部長 2015年３月　当社執行役員－企画管理部長兼経理部長 2017年１月　当社執行役員－総務部長兼経理部長 2017年３月　当社取締役－執行役員 2018年１月　当社取締役－執行役員総務部・経理部・企画管理部管掌 総務部長兼経理部長(現職)	4,900株

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	田澤（たざわ）　繁（しげる） （1951年６月13日生）	1976年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 1982年　米国ニューヨーク州弁護士資格取得 1984年４月　柏木・田澤法律事務所パートナー弁護士（現職） 2004年３月　当社社外監査役 2016年３月　当社社外取締役（現職） 2016年６月　ポリプラスチックス㈱ 社外監査役（現職）	10,300株

（注）1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者田澤　繁氏は、社外取締役候補者であります。なお当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ており、同氏の選任が承認された場合は、引続き独立役員となる予定であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項
候補者田澤　繁氏は、弁護士として豊富な経験と高い見識を有するとともに、当社社外監査役の経験により事業に精通していることから、その知識、経験を当社の経営の監督に活かしていただくため社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由より社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏は現在当社の社外取締役でありますが、当社の社外取締役としての在任期間は３年、当社の社外監査役との通算年数は、本定時株主総会終結の時をもって15年となります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役吉田高志氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　名 （生年月日）	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
吉田高志（よしだたかし） （1953年12月７日生）	1982年３月　公認会計士登録 2001年６月　監査法人太田昭和センチュリー【現 EY新日本有限責任監査法人】代表社員 2008年８月　新日本有限責任監査法人【現 EY新日本有限責任監査法人】常務理事 2013年６月　同法人退職 2013年７月　吉田公認会計士事務所開設同事務所代表（現職） 2015年３月　当社社外監査役（現職） 2015年６月　㈱コスモスイニシア社外取締役(現職) 2017年６月　三井住友トラスト・ホールディングス㈱社外取締役（現職）	4,700株

（注）1.　候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2.　候補者吉田高志氏は社外監査役候補者であります。
3.　社外監査役候補者に関する特記事項
候補者には、公認会計士としての高い知見を当社の監査に反映していただくため選任をお願いするものです。また、候補者につきましては専門分野に関する幅広い経験、見識により社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。
候補者は、過去において新日本有限責任監査法人【現 EY新日本有限責任監査法人】の業務執行者となったことがあります。同法人は当社の会計監査人として当社の特定関係事業者に該当します。
候補者は、現在当社の社外監査役であります。
当社の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年となります。

以　上

〈MEMO〉

〈MEMO〉

株主メモ

事業年度	1月1日～12月31日
期末配当金受領株主確定日	12月31日
中間配当金受領株主確定日	6月30日
定時株主総会	毎年3月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1　TEL　0120-232-711（通話料無料） 郵送先　〒137-8081　新東京郵便局私書箱第29号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行う。 公告掲載URL　http://www.seiro.co.jp （ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

（ご注意）

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱ＵＦＪ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱ＵＦＪ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座管理機関（三菱ＵＦＪ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱ＵＦＪ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱ＵＦＪ信託銀行本支店でお支払いいたします。

本社	〒104-0031　東京都中央区京橋二丁目５番18号 電話　(03) 3538-3061（代表）
徳山工場	〒745-0803　山口県周南市大字大島850番地 電話　(0834) 84-0334（代表）
大阪支店	〒530-0047　大阪府大阪市北区西天満二丁目６番８号 電話　(06) 6365-5685（代表）
開発研究センター	〒745-0803　山口県周南市大字大島850番地 電話　(0834) 84-0339（代表）
（分室）	〒300-1155　茨城県稲敷郡阿見町大字吉原3580-２ 電話　(029) 829-5050（代表）
つくば事業所	〒300-1155　茨城県稲敷郡阿見町大字吉原3580-２ 電話　(029) 829-5050（代表）

当社ホームページアドレス
http://www.seiro.co.jp

【株式に関するお手続きについて】

○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（＊）	特別口座の口座管理機関	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL　0120-232-711（通話料無料）
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	［手続き書類のご請求方法］ ○音声自動応答電話によるご請求 0120-244-479（通話料無料） ○インターネットによるダウンロード https://www.tr.mufg.jp/daikou/

（＊）　特別口座に記録された株式をご所有の株主様は配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL　0120-232-711（通話料無料）
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問合せください。	

定時株主総会会場付近見取図

〈会場所在地：東京都中央区京橋二丁目５番18号〉

ラグナヴェールTOKYO

京橋創生館13階



京橋駅／東京メトロ銀座線京橋駅４番出口より徒歩１分

東京駅／JR・地下鉄東京駅八重洲南口より徒歩５分

宝町駅／都営地下鉄浅草線宝町駅A５出口より徒歩３分

VEGETABLE OIL INK